

審 議 事 項

令和6年における休業日の設定について（案）

1 【水産物】	1
2 【青果物】	3
3 【食 肉】	5
4 【花 き】	7
(資料) 東京都中央卸売市場条例（抜粋）	9
(参考) 「開場日・休業日の設定に関する指針」 （全国中央卸売市場協会）	10

令和6年における休業日の設定について（案）

令和6年における休業日の設定については、生産者、実需者及び消費者のニーズに対応した市場取引の活性化及び市場関係者の適切な労働環境の確保の観点から、次のように設定する。

第1【水産物】

1 休業日 112日（開場日数 254日）

- (1) 原則として祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休業日とする。
- (2) 年始は1月1日から4日まで、年末は12月31日を休業日とする。
- (3) 8月14日、8月15日及び8月16日を夏期休業日とする。

2 日曜日又は祝日であるが開場日とする日

1月8日、2月23日、5月6日、8月12日及び12月29日を開場日とする。

3 祝日がある週の水曜日を休業日とする日

1月10日、2月21日、5月8日及び11月20日を休業日とする。

令和6年 開場日及び休業日【水産物】(案)

開場日数254日

1月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

凡：  休業日 (112日)
例：  休業日 (112日)

赤字は日曜日又は祝日

第2【青果物】

1 休業日 115日（開場日数 251日）

(1) 原則として祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休業日とする。

(2) 年始は1月1日から4日まで、年末は12月30日及び31日を休業日とする。

(3) 8月14日、8月15日及び8月16日を夏期休業日とする。

2 日曜日又は祝日であるが開場日とする日

1月8日、2月23日、5月6日、8月12日及び12月29日を開場日とする。

3 祝日がある週の水曜日を休業日とする日

1月10日、2月14日、2月21日、5月8日、7月17日、及び11月20日を休業日とする。

令和6年 開場日及び休業日【青果物】(案)

開場日数251日

1月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

凡：  休業日 (115日)
例：  休業日 (115日)

赤字は日曜日又は祝日

第3【食肉】

1 休業日 117日 (開場日数 249日)

(1) 原則として土曜日、日曜日及び祝日を休業日とする。

(2) 年始は1月1日から4日まで、年末は12月29日から31日までを休業日とする。

(3) 8月14日及び8月15日を夏期休業日とする。

2 土曜日又は祝日であるが開場日とする日

1月6日、5月3日、8月10日、11月30日、12月7日、12月14日、12月21日及び12月28日を開場日とする。

令和6年 開場日及び休業日【食肉】(案)

開場日数249日

1月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月 (20日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月 (19日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月 (22日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月 (21日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月 (24日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

凡：  休業日
例：  (117日)

赤字は日曜日又は祝日

第4【花き】

1 休業日 全5市場共通：60日（開場日数 306日）

- (1) 花きの取引は、年間を通して、切花が月・水・金、鉢物が火・木・土の各曜日に行われているため、原則として日曜日を休業日とする。
- (2) 年始は1月1日及び2日、年末は12月29日から31日までを休業日とする。
- (3) 8月13日及び8月15日から17日までを夏期休業日とする。
- (4) その他、市場ごとに需要特性等を考慮して休業日を設定する。

2 日曜日又は祝日であるが開場日とする日

松の取引日として、12月8日を開場日とする。

3 市場別休業日

- (1) 北足立市場（51日） 毎週木曜日（2月15日を除く）、
1月3日（水）、2月17日（土）
- (2) 大田市場（1日） 2月17日（土）
- (3) 板橋市場（80日） 毎週木曜日、1月、2月、7月の毎週火・土曜日、
1月3日（水）、8月3日（土）、8月6日（火）、
8月10日（土）、12月28日（土）
- (4) 葛西市場（21日） 1月、2月、7月、8月、9月の毎週木曜日、
1月3日（水）

令和6年 開場日及び休業日【花き】(案)

開場日数306日

1月 (24日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月 (25日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

4月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月 (27日)						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月 (25日)						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月 (27日)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月 (23日)						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月 (25日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月 (27日)						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月 (26日)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

12月 (25日)						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

凡 ・  全5市場共通の休業日
 例 ・  (60日)

赤文字は日曜日又は祝日

市場別休業日

- 北足立市場 : 毎週木曜日(2月15日を除く)、1月3日、2月17日
- 大田市場 : 2月17日
- 板橋市場 : 毎週木曜日、1月、2月、7月の毎週火・土曜日、1月3日、8月3、6、10日、12月28日
- 葛西市場 : 1月、2月、7月、8月、9月の毎週木曜日、1月3日

東京都中央卸売市場条例（抜粋）

（開場の期日）

第5条 市場は、次条に規定する休業日を除き、毎日開場するものとする。

- 2 開場する日において、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、それぞれの市場における業務を行わなければならない。
- 3 やむを得ない理由により、仲卸業者又は関連事業者が前項の業務を行うことができない場合は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。

（市場休業日）

第6条 市場の休業日は、市場の取扱品目ごとに、取引参加者（卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者をいう。以下同じ。）の意見を聴いて、知事が定める。ただし、休業日に卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がその市場における業務（卸売の業務にあつては、せり売又は入札の方法による卸売を除く。）を行うことを妨げるものではない。

- 2 知事は、前条第一項及び前項の規定にかかわらず、都民の食生活への影響、市場業務に従事する者の労働条件、産地の出荷事情等を考慮し、休業日に臨時に開場し、又は開場日に臨時に休業することができる。

開場日・休業日の設定に関する指針

令和2年5月29日制定

令和3年6月7日改正

全国中央卸売市場協会

業務規程に基づき開設者が定める臨時開場日及び臨時休業日（業務規程に基づき開設者が定める開場日及び休業日を含む。以下、「開場日」「休業日」という。）については、これまでの経緯や市場を取り巻く社会経済環境の変化、市場関係団体からの要請、市場の公共性や地域の実情等を踏まえ下記を考慮したうえで、各開設者が具体的に設定するものとする。

なお、本指針の対象は青果・水産物を取扱品目とする市場とする。

記

1 市場の年間休業日数と休業日

- (1) 休業日の設定については、昨今の社会経済情勢を踏まえ、市場業者の労働環境の確保や市場取引の活性化の観点から、最低限完全週休2日を想定した年間休業日数を確保することを目標とする。
- (2) なお、上記の年間休業日数には、8月の盆休みや年末年始の休業日も含めることを基本とするが、産地や実需者の状況、市場業者の経営環境や市場の特性を踏まえ、上記目標に上乗せして休業日数を設定することも可能とする。

2 休業日の設定及び対応

- (1) 休業日は、原則として日曜・祝日とし、完全週休2日を想定した年間休業日数を確保するため祝日のない週においては、日曜・水曜を基本とする。
- (2) 休業日の設定に当たっては、休業日における小売支援のための連携方法等について、市場関係者と協議・調整を行い、卸売市場の機能確保に努めるものとする。

3 連休における臨時開場日の設定

二日以上連続した休業日においては、生鮮食料品等の商品特性や安定供給、産地及び市場の流通事情も考慮したうえで、必要に応じて開場日を設定するものとする。

4 開場日・休業日の全国統一など

- (1) 開場日・休業日は、できるだけ全国的に統一して実施できるよう各都市連携し、努力する。ただし、それぞれの市場の特性や地域の実情を考慮し対応することとする。
- (2) 青果と水産物の取扱品目を併せ持つ市場にあつては、総合市場としての機能確保と利用者の利便性確保の観点から、できるだけ開場日・休業日を統一することが望ましいが、その市場特性や実情に応じて両部門の異なる取扱も考慮して対応することとする。

5 開場日・休業日の周知徹底

決定された開場日・休業日については、市場関係者等に周知徹底を図り、万全を期するものとする。

※ この指針については、毎年協議を行い必要に応じて変更できることとする。